

重要事項の説明書および同意書

1. 運営方針

- (1) 利用者の介護等に関する計画(以下「短期入所生活介護サービス計画」という。)に基づき、利用者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (2) 業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業者名	ショートステイ まなぐら		
所在地	広島県福山市駅家町万能倉 840-1		
管理者・連絡先	津田 健	084-976-8750	
サービス提供地域	福山市		

(2) 事業所の職員体制（人員は兼務者を含みます）

	現職員	指定基準	勤務時間
管理 者	1	1	9:00 ~ 17:30
医 師	非常勤	必要数	水
生活相談員	1	1	
介護 職 員	11	介護・看護職員 9	早番 7:30 ~ 16:00 日勤 9:00 ~ 17:30 遅番 11:30 ~ 20:00 夜勤 16:30 ~ 9:30
看護 職 員	2		
機能訓練指導員	看護師兼務	必要数	
管理栄養士	非常勤	必要数	

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 職員数は常勤換算後の人数です。

(3) 面会時間

10:00~19:00とします。 急用のある場合は、ご相談ください。

3. サービスの内容

サービス計画の立案	サービス計画の立案を行い、ご本人及びご家族の同意に基づいて作成します。
介護	サービス計画に基づいた介護を行います。
入浴	週に最低2回は入浴していただけます。但し、心身の状態に応じて清拭や中止させていただく場合があります。
排泄	排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います
食事	朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~ 食堂にておとりいただきます
機能訓練	身体機能低下を防止するよう努めます。
洗濯	洗濯できないもの以外は施設にて行います

送迎	車両で自宅と当施設の間のお迎え・お送りを行います。 ※日曜日・祝日・年末年始を除く 9:30~16:00 の間で実施
----	---

4. 利用者負担金

(1) 別紙料金表による

(2) 支払方法

口座振替

毎月 27 日の引き落としとなります。

(3) キャンセル料

キャンセル料は現在頂いていませんが、前日までにその旨をご連絡下さい。当日のキャンセルは極力ご遠慮下さい。

5. 秘密保持の遵守及び個人情報の取扱い

(1) 事業者及びすべての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事柄を正当な理由なく第三者に漏らしません。本契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報については、法人の運営する各事業が提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、各事業責任者のもとに保管するとともに、利用目的に沿った利用を行ないます。

①内部での利用

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1) 入退所等の管理 | 5) 介護サービス提供職員の連絡 |
| 2) 介護保険事務 | 6) 介護サービスや業務の維持 |
| 3) 事故等の報告 | 7) 当施設において行われる学生への実習協力 |
| 4) 施設サービスの向上 | |

②外部への提供

利用者等に提供する介護サービスのうち

- 1) 利用者等にて提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会の回答
- 2) 利用者の疾病治療、健康維持のため、主治医等医師への連絡及び健康記録・生活記録の提供
- 3) 家族への心身の状況説明

介護保険事業のうち

- 1) 支払機関へのレセプト等の提出
- 2) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 3) 損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出等

6. 緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じる他、事前にお聞きする緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

協力医療機関

医療機関名	ふれあい診療所
所在地	福山市駅家町万能倉 96-3
電話番号	084-976-4334
診療科目	内科

7. 非常災害規定

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理者	津田 健
防災訓練	年2回実施
防災設備	火災通報装置、消火器

8. サービスに関する苦情

(1) 苦情の受付窓口および担当者

苦情受付担当者	西村 圭子
苦情解決責任者	津田 健
第三者委員	橘高 まこと／大谷台在住 TEL 084-947-8868 高木 聖子／加茂町在住 TEL 084-972-4272 福田 美寿子／神辺在住 TEL 084-963-5379

(2) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付けます。また第三者委員に直接申し出ることもできます。

(3) 苦情受付の確認および報告

苦情受付担当者が受けた苦情は施設長、第三者委員に報告致します。(申出人が報告を拒否した場合を除く)

(4) 苦情のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは次のとおり行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善次項の確認

(5) 都道府県運営適正化委員会の紹介

本事業者が解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

[広島県社会福祉協議会]

住所 広島市南区比治山12-2
連絡先 Tel 082-254-3419
Fax 082-250-5155

(6) その他

居宅介護支援事業所、関係市町介護保険課等にも苦情の申し出ができます。